

おおよど 7月

町立大淀病院看護師募集中!!
～地域医療にあなたの力を～

Community information of Oyodo
2012 July No.471



Contents

7月は差別をなくす強調月間……	2
TOWN NEWS ……………	4
議会だより……………	8
平成24年度介護保険料 ………	10
後期高齢者(長寿)医療保険…	12
浄化槽設置補助のお知らせ……	15
けんこうガイド……………	18
図書館インフォメーション……	24

クワガタを発見!
夏がきたペアー!!!



町マスコットキャラクター
よどりちゃん

「人権のまち」づくりを



7月は差別をなくす

強調月間です

大淀町ではこの月間を、人権侵害を許さず、住民が安心して暮らせる社会を築くことを確認しあうための期間として位置づけています。期間中、各種の啓発活動や町民集会などの取り組みを行います。町民のみなさんには、この取り組みにご理解いただきますとともに、みんなが互いに認め、支えあえる「人権のまち」づくりを進めましょう。

人権侵害、差別事象が

あとを絶ちません

近年、インターネットや携帯電話を使い、人々の差別心を煽ったり、特定の個人を誹謗中傷するなどの書き込みがあとを絶ちません。いじめ、虐待、DV（配偶者や恋人など親近者間における暴力）をはじめ、部落や外国人、「障害者」、在日外国人に対する差別言動などの人権侵害も深刻です。

差別や人権侵害は、人に想像以上の精神的・肉体的苦痛を与えます。地域ぐるみで人を大切にする町、「人権のまち」づくりを進めましょう。

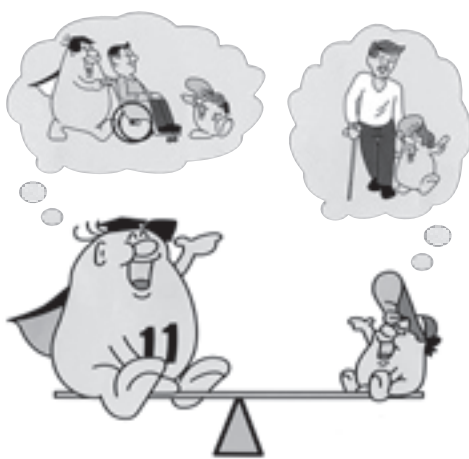
人権を

確かめあうことから

残念ながら、私たちは人に対して、優越感や不快感を持ってしまいます。また、人に辛く当たったり、不用意な一言で相手を傷つけることがあります。もちろん、逆に傷つけられる場合もあります。

だからこそ自分の人への感じ方や行動を冷静に振り返ったり、相手の立場や気持ちを思いやる必要があります。また、差別や人権侵害を受けた時や、見聞きした時は「それは人を傷つけますよ。」という指摘も大切です。

そのためには、心の余裕とちょっとした勇気が必要ですが、こうした日常の積み重ねこそが「人権を確かめあう」ことであり、自分も人も大切にすることなのです。



認めあえる

人権のまちづくりを

「人権のまち」とは人が大切にされる街です。住民どうしが互いに認め合い、繋がりがあえる街です。

子どもの「いじめ」や高齢者の「孤独死」が社会問題となって久しくなります。その大きな要因として地域社会の崩壊が指摘されていますが、一人ひとりの心の中から、他者への思いやりが失われてきた結果だとも言われています。

自分を認め、他者を認めることが人とのつながりを生み、それが地域社会を作り、街を作ります。認めること、つながることから本当の意味の「人権のまち」「明るく住みよいまち」が実現できるのではないのでしょうか。

「差別をなくす強調月間」を機に、以下のことを提起します。みんなで「住み良いまち」の実現をめざしましょう。

- ① 差別の現実を知ろう。
- ② 人を認め、人の気持ちを思いやることを大事にしよう。
- ③ 自分を知り、自分を認め、自分を変えることを心がけよう。
- ④ 差別に気づく感性を育てよう。
- ⑤ 差別や不合理について指摘しあい、語りあえる人間関係を築こう。
- ⑥ 互いに支えあえる人のつながりを作ろう。

7月は差別をなくす強調月間

人どうしが認めあえる

毎月11日は

人権を確かめあう日

本町では、県下の市町村とともに、毎月11日を「人権を確かめあう日」と定め、人権を大切にする街づくりをめざしています。「11日」に限らず、常に互いの人権が守られているか、確かめあいましょう。

人権相談を

受け付けています

町では人権相談窓口を設置しています。人権に関する心配事等がありましたら、お気軽に相談してください。

なお、相談内容によっては、県内各種機関・団体と連絡を取りあって対応させていただきます。

■問い合わせ先・相談窓口

町役場 人権住民課 人権施策推進室

てんいち先生



差別をなくす町民集会

人権尊重の明るいまちづくりをめざすことを目的に開催します。ぜひ、ご参加ください。

■日時 7月14日(土) 受付 午前9時
開会 午前9時30分

■場所 町文化会館 あらかしホール

■内容

○講演

「共育」

～共に育つということ～

(講師：今村克彦氏)

○ダンスライブ

(出演：関西京都今村組)



この欄や人権についてのご意見を募集しています。

町役場 人権住民課
人権施策推進室

E-MAIL: jinken@town.oyodo.lg.jp

○報告 まちづくり活動報告

○展示 人権啓発ポスター・標語等

■問い合わせ先 町役場 人権住民課 人権施策推進室

まちの話題

“夢”を持つことの素晴らしさを JFA こころのプロジェクト「夢の教室」

夢の教室が、6月8日(金)に大淀希望ヶ丘小学校で開催されました。

夢の教室は、2007年から財団法人日本サッカー協会が実施している事業で、現役のJリーグ選手・なでしこリーグ選手、そのOB・OGなどのサッカー関係者、および他競技の現役選手、そのOB・OGが、夢先生として小学5年生を対象に自らの体験をもとに「夢を持つことの大切さ」、「仲間と協力することの大切さ」などを実技と講義を通じて児童たちに伝えることを目的に開催されています。



▶田中さんによる
夢あふれる講義

☆夢先生☆

田中 誠さん(元サッカー日本代表)

☆アシスタント☆

安永 聡太郎さん(元Jリーグ選手・元サッカーワールドユース日本代表)

※ 他の小学校は、10月から12月ごろの開催を予定しています。

ワークショップを開催 おおよど歴史展示室をつくろう

6月23日(土)、町立杉本記念文化センターに「おおよどの歴史」を紹介する展示室をつくるためのワークショップを開催しました。

町内外から約40名が集まり、地元増口区のまち並みを見学したあと、当センターの会議室で意見交換が行われました。

世界遺産の入口としての大淀町と吉野川の渡しの歴史や、町内を歩いてきた伊勢南街道などの展示が話題にのぼり、さまざまなアイデアが提案されました。

このワークショップの成果をもとに、本年度の秋ごろ、当センター内に展示室がオープンする予定です。どうぞご期待ください。



◀蔵のながらが
増口の街並みを見学

大会を通して交流

町スポーツ少年団 春季バレーボール大会

町スポーツ少年団主催の春季バレーボール大会が、6月10日(日)に町立平畑体育館で開催され、3支団から4チームが参加してリーグ戦形式で熱戦が繰り広げられました。大会を通して、支団の枠を越えて選手同士の交流も図られました。

◇大会結果

- 優勝 緑ヶ丘スポーツ少年団Aチーム
- 準優勝 中西増 Jr(ジュニア)スポーツ少年団
- 第3位 北野スポーツ少年団



◀優勝した緑ヶ丘
スポーツ少年団
Aチーム

緑ヶ丘スポーツ少年団Aチーム

キャプテン 谷口 愛 さんのコメント

新人大会に続いて今回も優勝することができて嬉しかったです。次の大会も優勝できるように練習をがんばります。

高校生による指導

町スポーツ少年団 バレーボール体験教室

町スポーツ少年団主催のバレーボール体験教室が、6月17日(日)に県立大淀高等学校体育館で開催されました。

この教室は、バレーボールを通じて体力づくりやなかまづくりを図ることと、スポーツ少年団の発展を目的として、町内各小学校の児童を対象に実施されたものです。

教室は、男女あわせて8人の児童と各支団のバレーボールチームに所属する団員たち約40人が参加し、遊びを交えながら楽しくバレーボールを体験しました。当日は、指導者として県立大淀高等学校女子バレーボール部のみなさんに協力していただき子どもたちと交流を深めました。



◀高校生のお姉さんと
一緒に楽しみました

ちびっ子能楽体験のついでに 大淀中学校の活動報告

ちびっ子能楽体験

ちびっ子能楽体験が町内の小学校で行われました。最初に講師を勤める能楽師のみなさんが、ひな祭りの五人囃子(シテ方、笛方、小鼓方、大鼓方、太鼓方)のように並んで、気が付かないうちに能楽にふれていることを示されました。演奏、それぞれの役割、能楽の歴史、大淀町が能楽にとっても縁の深い地域であること等など説明がありました。

正座の大変さ、扇の扱い、すり足、それぞれの楽器の構え方、打ち方など全てが普段なかなか接する事のできないことです。授業の最後には体験復習会があって、児童の有志がみんなの前で習ったばかりの笛、小鼓、大鼓、太鼓を披露し、児童全員が「高砂」を先生と一緒に演奏しました。この体験をおして能楽という言葉と能楽が町の大切な文化財産のひとつであることを覚えてくれることを切望します。

第11期ちびっ子松垣本座

6月から第11期ちびっ子松垣本座の練習が始まりました。まず謡、舞の型、笛、太鼓、小鼓、大鼓の順に基礎練習をして、8月には座員の受け持ちを決め、来年3月の卒業発表会をめざします。9月2日には能楽座大淀町公演で狂言と能を鑑賞します。みなさん、第11期ちびっ子松垣本座を応援してくださいね。



▲大鼓方



▲シテ方

English Diary



大淀中学校英語指導手の
マリッサ・アケミ・ルボンさん

June 14, 2012

2012年6月14日

Summer is here!!

Last month, I was finally able to make a life-long dream a reality. I got to help the Nakao family plant their rice fields. For as long as I've studied Japanese language and culture, I have always wanted to try "taue". The image of farmers in straw hats wading through muddy paddies seemed so quintessentially Japanese to me. Of course, now days with technology things are different and everything isn't planted just by hand. But whenever I bike past paddies newly sown with neat rows of seedlings, I still think of entire communities working together to plant rice.

But even using machines, "taue" is hard work. It takes hours and you still have to fill in gaps that were missed. The morning was spent bending over in the hot sun, making sure the seedlings are properly spaced apart, and getting stuck in the mud. It was so much fun! The hardest part was definitely walking around in the paddy. I was not expecting how deep and how soft the mud was going to be. As soon as you step into it, it's like someone had ensnared your feet. I was constantly stuck. Mr. Nakao saw us struggling and gave us advice on how to walk around. After a few hours, we got used to it and could almost keep up with Mrs. Nakao. She was still way faster than us though. :) I want to go again next year!

夏がやってきました!!

先月、私は長年の夢がついに叶いました。日本の言語と文化を勉強して以来ずっと、『田植え』がしたいなと思っていて、知り合いの中尾さんの田んぼで、田植えの手伝いをさせていただきました。日本というと、麦わら帽子をかぶった農家の人々が、ぬかるんだ田んぼで田植えをしている姿をおもいます。もちろん、今では機械を使うことも多く、全てを手で植えているわけではありませんが、いつも自転車田んぼの横を通りすぎる時に、きちんと植えられている苗をみると、みんなで協力をして田植えをしたんだなと思います。

『田植え』は、機械を使っても大変な仕事です。すごく時間がかかるし、田んぼにすきまがあれば、苗を植えて埋めなくてはなりません。午前中は、腰を折り曲げたまま、ぬかるんだ田んぼに苗を植えて、苗と苗の間隔がきちんとそろっているか確かめて、という作業をくり返し続けました。それがすごく楽しいのです！いちばん大変なのは、ずっとぬかるみの中で作業することです。ぬかるみがどれほど柔らかく深いのか想像していませんでした。ぬかるみに入ると、だれかに足をおさえられているようで、動けません。中尾さんは、もがいている私たちを見て、どのように歩けばいいのかを教えてくださいました。数時間後、わたしたちは歩くコツをつかみ、中尾さんについていけるようになりました。もちろん、中尾さんの方が私たちよりも早いけれど(^) 来年もまた田植えのお手伝いに行きたいです。

第62回『社会を明るくする運動』(7月1日～7月31日)

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ

『社会を明るくする運動』の意義

『社会を明るくする運動』は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの改善更正について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

本町においても、「差別をなくす強調月間」と平行して、関係機関・団体と緊密に連携しながら、地域に根ざした誰もが参加できる幅広い活動を展開し、人権が尊重され、すべての人が共に暮らせる明るい社会の実現をめざしてさまざまな取り組みを行ってまいります。



新たな運動名称

平成22年の第60回から、新たに運動名称を「社会を明るくする運動」から犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」としました。これは今後、さらに地域に根ざした国民運動として一層の推進を図り、国民のみならずのご理解を深めていくため、運動の趣旨を分かりやすく表した運動名称としたものです。



行動目標

第62回『社会を明るくする運動』の行動目標は、
 ① 犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう
 ② 犯罪や非行に陥らないよう地域社会で支えよう
 ③ これらの点について、地域社会の理解が得られるよう協力しよう
 となっております。

犯罪が発生しない
 地域社会を築きましょう

今日、急速な少子・高齢化と核家族化が進む中での家庭・学校における教育機能の低下、社会の規範意識の希薄化、わが国において伝統的に犯罪を抑止する要因として機能してきた地域社会の連帯機能の低下等が指摘されています。そこで、本運動においては、地域の連帯を強め、地域の犯罪や非行を抑制する力を増進するため、誰もが幅広く参加できる犯罪予防活動を展開し、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの立ち直りを助けることへの理解と参加を呼びかけることが重要であると思われまます。

今年度においても、7月2日(月)に関係機関・団体の協力のもと、町内の駅やスーパー等でパンフレットや啓発物品を配布し、広く住民へ本運動の呼びかけを行います。

振り込め詐欺が多発しています!

息子の名をかたってのオレオレ詐欺、市町村職員をかたっての還付金等詐欺など、県内において振り込め詐欺が多発しています。

5月・6月と、中吉野署管内で息子を名乗る振り込め詐欺の予兆電話が発生しています。

振り込め詐欺の被害にあわないためにも、不審な電話等があれば家族や警察に相談するなど、十分に注意してください。

■県内被害状況(平成24年6月5日現在)
 認知件数 28件
 被害総額 約1億1,700万円

■問い合わせ先
 中吉野警察署 ☎0747-53-0110



火遊び・花火による火災の防止

夏は、花火のシーズンではありますが、取扱い上の不注意から毎年火災が発生しています。素敵な思い出にするためにも以下のことに注意しましょう。

- ◇子供だけで花火をしない。
- ◇周りに燃えやすい物がないか確認する。
- ◇水バケツを準備して確実に火を消す。
- ◇風の強い日はしない。



中吉野広域消防組合消防本部・大淀消防署
 火事・救急は119

もう取り付けましたか? 住宅用火災警報器
 設置相談窓口 ☎0747-52-1199
<http://www.nakayoshino.or.jp/>



大淀あらかしテレビでは、町内で行われた行事や地域の話題をはじめ、各種行政情報、健康体操など盛りだくさんの内容で放送しています。

大淀あらかしテレビを視聴するには、こまどりケーブルへの加入が必要です。ぜひ加入してください。



問い合わせ

- ◇大淀あらかしテレビの番組に関すること
町役場 総務課 ☎0747-52-5501
- ◇こまどりケーブルの加入・サービス内容に関すること
こまどりケーブル ☎0120-667-740

EVENT GUIDE

あらかしキッズカーニバル

スマイルプリキュア!と特命戦隊ゴーバスターズ
のスペシャルステージ

ゲスト:池田 彩

■日程 8月25日(土)2回公演

①午前11時開演

②午後2時30分開演

※ 開場は各30分前

■料金 <一般>800円

<友の会>600円 ※ 前売りのみ

<当日>1,000円

<一歳未満>100円

■チケット発売日 7月11日(水)から

■問い合わせ先 町文化会館 ☎0747-54-2110



人権住民課からの

お知らせ

外国人住民のみなさんへ

7月9日から、外国人登録法が廃止され、新制度がスタートします。

■外国人住民の方にも住民票が作成されます。

「登録原票記載事項証明書」に代わり「住民票の写し」が発行可能になります。

■転出届が必要になります。

他の市町村に住所を変更する場合は、日本人と同様に、事前に大淀町に転出届をして転出証明書の交付を受けた後、新住所の市町村に転入届をしていただくこととなります。

■新たに「特別永住者証明書」「在留カード」が交付されます。

これまでの外国人登録証明書に代わり「特別永住者証明書」(特別永住者の方)、「在留カード」(中长期在留者の方)が交付されます。なお、現在お持ちの外国人登録証明書は、新制度の開始後も引き続き有効ですが、次のとおり順次切り替えていただきます。

○特別永住者の方

外国人登録証明書は「次回確認(切替)申請期間」の開始日まで有効。

次回確認(切替)申請までに「特別永住者証明書」に切り替えてください。

※ 2015年7月8日までに切替期間が到来する方は、2015年7月8日までに切り替

えていただければ結構です。

※ 申請・交付窓口は今まで通り町役場です。

○永住者の方

2015年7月8日までに入国管理局で手続きを行い、在留カードに切り替えてください。

○前記以外の方

在留期間の更新時、または在留資格の変更時に入国管理局で在留カードが渡されます。

■制度や手続きの詳しい情報は、下記のホームページでもご覧になれます。

○法務省ホームページ

<http://www.immi-moj.go.jp/>

http://www.newimmiact_1/

○総務省ホームページ

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html

住民基本台帳カード(住基カード)をお持ちの方へ

町外に転出しても継続して住基カードが使用可能になります。

これまでは他の市町村へ住所を変更(転出)した場合、住基カードが失効するため、返納していただいておりますが、平成24年7月9日から、今お持ちの住基カードを継続してご使用いただけます。継続して使用される場合は、転入届の際に新住所地の市町村の窓口に住基カードをお持ちください。

※ 電子証明書については失効します。

■問い合わせ先 町役場 人権住民課

議会だより

平成24年町議会第2回定例会

第2回定例会が、6月1日(金)から6月8日(金)まで開かれ、次の議案が議決されました。
また、南和広域衛生組合議会議員の補欠選挙(1名)が行われ、選挙(指名推選)の結果、田仲康剛議員が当選されました。その概要を掲載します。

議決事項

予算の繰越等の報告

- 平成23年度大淀町一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 平成23年度大淀町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 平成23年度大淀町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 平成23年度大淀町病院事業会計予算繰越計算書の報告について
- 平成23年度大淀町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 平成23年度大淀町土地開発公社決算書及び平成24年度大淀町土地開発公社計画書の報告について
- 平成23年度有限会社吉野路大淀振興センター決算書及び平成24年度有限会社吉野路大淀振興センター予算書の報告について

条例の一部改正

ついて

- 大淀町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
例 住民基本台帳法の一部を改正する法律、住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令及び住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令が施行されることに伴うものです。
- 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の改正に伴うものです。
- 請負契約の締結について(大淀町防災行政無線(デジタル移動系)整備業務)
大淀町防災行政無線(デジタル移動系)整備業務について、契約を締結するものです。
- 大淀町の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
本町の財政状況を考慮し、副

その他

町長の給料額を引き下げるものです。

副町長の選任について

副町長に南光昭さん(奥越部)を選任することについて議会の同意を求めるものです。

意見書

■地方財政の充実・強化を求める意見書

副町長に南光昭氏



不在となっていた副町長に、7月1日付けで南光昭氏が選任されました。任期は平成28年6月30日までです。

新築・増築されたら 家屋調査にご協力を

町役場税務課では、新築・増築・改築家屋の实地調査を行っています。

調査の対象は平成24年中に完成した家屋で、固定資産税の課税の基礎額を決定します。対象となる家屋には、店舗や事務所、倉庫、付属家、車庫などの床面積の小さい家も含まれます。

また調査を受けていない人は、町役場税務課に申し出てください。調査日はこちらで設定しますが、希望の日時があれば前もって連絡してください。

調査の時間は約40分程度で、調査の際には建物図面を用意してください。ご協力をお願いします。

○取り壊し家屋は手続きを

平成24年中、またはそれ以前に家屋を取り壊した人は、滅失登記(法務局で)、または取り壊し届け(町役場税務課で)の手続きを必ずしてください。

■問い合わせ先 町役場 税務課

7月は 固定資産税第2期の納期です

7月31日(火)までに納めていただきますようお願いいたします。

今年度から7月が固定資産税第2期の納期になりましたので、納付の際は注意してください。また、納税には安心・便利な口座振替制度をご利用ください。口座振替の申込用紙は、町内の金融機関や郵便局の窓口にも備え付けています。



■平成24年度の固定資産税の納期限

全期 第1期	第2期	第3期	第4期
5月1日	7月31日	10月1日	11月30日

■問い合わせ先 町役場 税務課

平成23年度の情報公開・個人情報保護制度の運用状況を公表します

■情報公開制度

平成23年度の情報公開の請求件数は、19件ありました。19件の情報公開請求に対する実施機関の決定内容は、全部開示が9件、部分開示が8件、文書の不存在による非開示が2件となっています。

実施機関の決定内容については不服申立てをすることができ、実施機関に対して不服申立てがあった場合は町情報公開・個人情報保護審査会に諮問を行い、審査が行われ、審査会の答申を受け実施機関が不服申立てに対する決定を行います。なお、平成23年度の不服申立てはありませんでした。

	請求内容	決定内容	公開拒否事由	不服申立	実施機関
1	平成21年4月3日付旧大淀町立大淀第一小学校解体工事に関する調査のための回答依頼及び回答書	全部開示	—	なし	議会
2	平成21年4月21日開催 旧大淀町立大淀第一小学校解体工事調査特別委員会〇〇証人証言の部分の会議録	全部開示	—	なし	議会
3	平成20年11月11日開催 旧大淀町立大淀第一小学校解体工事調査特別委員会〇〇証人証言の部分の会議録	全部開示	—	なし	議会
4	平成20年12月5日開催 平成20年大淀町議会第4回定例会本会議 議第50号から議第53号にかかる部分の会議録	全部開示	—	なし	議会
5	〇〇が懲戒戒告処分を不服として処分の取消を求めた訴訟の判決に関する一切の書類	部分開示	②	なし	町長
6	町職員による懲戒戒告処分に関する一切の書類	部分開示	②	なし	町長
7	奈良地裁「平成21年(行ウ)第25号懲戒処分取消請求 判決」についての町支払総費用	部分開示	②	なし	町長
8	平成18年度固定資産税課税に関して減額した減税額の総額がわかる書類	非開示	⑩	なし	町長
9	大淀町での過去3年間全国体力・運動能力習慣調査のデータとその改善への具体的方策等	全部開示	—	なし	教育委員会
10	地籍調査の処理にかかる職員の処分取消裁判の判決文とその裁判の弁護士費用の支払額がわかる書類	部分開示	②	なし	町長
11	地籍調査の処理にかかる職員の処分取消裁判にかかる訴訟費用の内訳・経費等に係る資料	非開示	⑩	なし	町長
12	平成23年4月14日付で判決があった平成21年(行ウ)第25号懲戒処分取消請求事件裁判費用の内訳	部分開示	②	なし	町長
13	〇〇〇〇指名願等一式	部分開示	②③	なし	町長
14	1月27日文教厚生委員会議事録	全部開示	—	なし	議会
15	2月3日臨時議会議事録	全部開示	—	なし	議会
16	入札資格審査会と入札資格審査基準について	全部開示	—	なし	町長
17	政治倫理審査会経費	部分開示	②	なし	町長
18	南和美化センター管理者会議録(平成20年8月6日付)	部分開示	②	なし	町長
19	「覚書」の件	全部開示	—	なし	町長

※②：条例第7条第2号（個人に関する情報） ③：条例第7条第3号（法人等に関する情報）

⑩：条例第10条（不存在文書）

※ 条例とは、大淀町情報公開条例のことをいいます。

■個人情報保護制度

平成23年度の保有個人情報開示請求件数は、2件ありました。2件の保有個人情報開示請求に対する実施機関の決定内容は、全部開示が1件、部分開示が1件となっています。

	請求内容	決定内容	公開拒否事由	不服申立	実施機関
1	乳幼児台帳	全部開示	—	なし	町長
2	障害程度区分認定審査用概況調査票	部分開示	②	なし	町長

※②：条例第14条第2号（個人に関する情報）

※ 条例とは、大淀町個人情報保護条例のことをいいます。

※町立大淀病院の診療情報の提供に関する取扱要綱に基づく開示請求は含みません。

■問い合わせ先 町役場 総務課



平成24年度 介護保険料



■問い合わせ先 町役場 ほけん課

介護保険制度では、65歳の誕生日を迎えた月から、第1号被保険者として介護保険料を納めていただくこととなります。

一人ひとりの納める保険料が介護を必要とする高齢者を支えています。保険料の納付にご協力をお願いします。

**平成24年度の介護保険料は8月に確定し、
対象者に通知書を送ります。**

介護保険料は基準額をもとに決められます

- ①本町における介護保険料基準額は、平成23年度に策定した「第5期介護保険事業計画」により算出しました。
 - ②基準額に本人の前年度所得や世帯の課税状況から定められた所得段階割合を乗じた額が介護保険料となります。この介護保険料額は、平成24年度から平成26年度までの間、同額となります。
- ※ 基準額とは、各所得段階において介護保険料を決める基準となる額のことです。

$$\text{基準額 } 67,870 \text{ 円 (年額)} = \frac{\text{本町で介護保険の給付にかかる費用総額} \times \text{65歳以上の人の負担分}}{\text{本町の65歳以上の人の人数}}$$

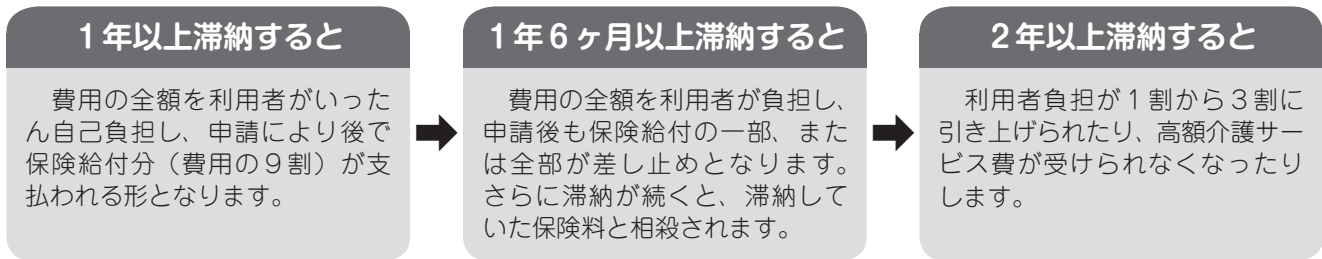
(注) 第5期介護保険事業計画で算出した介護保険に必要な費用総額に介護保険料の上昇を抑制するために充てられる「財政安定化基金の取り崩しによる交付金」や第4期中に借り入れた「借入償還金」等を加除した金額となります。

第5期介護保険事業計画における介護保険料額

所得段階	対象者	基準額に対する割合	平成24年度～26年度
月額基準額			5,656円
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で本人および世帯全員が住民税非課税の人	基準額×0.5	33,930円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の人	基準額×0.6	40,720円
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円を超える人	基準額×0.75	50,900円
特例 第4段階	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)で、前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の人	基準額×0.87	59,040円
第4段階	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)で、前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円を超える人	基準額×1	67,870円
第5段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以下の人	基準額×1.15	78,050円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超え190万円未満の人	基準額×1.25	84,840円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上の人	基準額×1.5	101,800円

保険料を納めないでいると

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、滞納した期間に応じて次のような措置がとられます。保険料は、納め忘れのないようにしましょう。



介護保険料特別徴収（年金天引き）納付額を平準化します

～8月の仮徴収額が変更になる場合があります～

介護保険料の徴収方法が特別徴収（年金天引き）の人には、6月中旬に「介護保険料納入通知書兼特別徴収仮徴収額変更通知書」を送付しました。

『仮徴収』と『本徴収』

介護保険料の特別徴収（年金天引き）は、4月・6月・8月を『仮徴収』、10月・12月・2月を『本徴収』として納めていただいています。保険料は前年の所得などに応じて決まりますが、決定するまでは前年度の2月の天引き額と同じ額を『仮徴収』として納めていただきます。年間の保険料確定後に、すでに仮徴収で納めている額を差し引いた残りの額を『本徴収』として納めていただきます。

『平準化』とは

介護保険料の改定により、仮徴収額と本徴収額に大きな差が生じてしまいます。そこで、1年間を通じてできるだけ均等な額になるよう8月の天引き予定額を調整し、『平準化』を行いました。

※ 今回の平準化により、介護保険料の年額が変わるものではありません。

〈平準化参考例 ～介護保険料額 67,870円（4段階）の人の場合～〉

■ 8月の仮徴収額が減額変更になる人の例 ～前年度2月の納付額が20,100円の時～

	前年度	仮徴収額			本徴収額			年間保険料
	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	
平準化前	20,100円	20,100円	20,100円	20,100円	2,570円	2,500円	2,500円	67,870円
				↓	↓	↓	↓	
平準化後	20,100円	20,100円	20,100円	6,900円	6,970円	6,900円	6,900円	67,870円

平準化前と平準化後の4月・6月・8月の仮徴収額は、平成24年2月と同じです。
8月の仮徴収額が変更額（20,100円から6,900円）に減額されています。
10月・12月・2月の本徴収額は、介護保険料年額から仮徴収額分を差し引いた残額に調整されています。

■ 8月の仮徴収額が増額変更になる人の例 ～前年度2月の納付額が8,800円の時～

	前年度	仮徴収額			本徴収額			年間保険料
	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	
平準化前	8,800円	8,800円	8,800円	8,800円	13,870円	13,800円	13,800円	67,870円
				↓	↓	↓	↓	
平準化後	8,800円	8,800円	8,800円	12,500円	12,770円	12,500円	12,500円	67,870円

平準化前と平準化後の4月・6月・8月の仮徴収額は、平成24年2月と同じです。
8月の仮徴収額が変更額（8,800円から12,500円）に増額されています。
10月・12月・2月の本徴収額は、介護保険料年額から仮徴収額分を差し引いた残額に調整されています。

※ 8月の仮徴収額を減額または増額し、10月・12月・2月の本徴収額を均等にします。端数金額のある場合は10月で調整します。

後期高齢者(長寿)医療保険



◆後期高齢者医療保険の保険証が更新されます



平成24年8月1日から使用していただく新しい保険証を7月中旬ごろに「簡易書留」にて発送します。

新しい保険証は、右上にある有効期限が「平成25年7月31日」となっています。

8月1日以降に医療機関にかかるときは、必ず新しい保険証を提示してください。

また、裏面に臓器提供の意思表示欄を設けましたので、活用してください。なお、有効期限の切れた保険証は、町役場ほけん課窓口へ返却していただくか、ハサミを入れるなどして処分してください。

◆後期高齢者医療保険料が決定しました

7月は後期高齢者医療保険料の決定月です。

被保険者のみなさまに、平成24年度後期高齢者医療保険料の決定通知書および納付書が届きます。

納付書は、全期および第1期(7月)～第8期(2月)の8回分です。

保険料の納付をよろしくお願いいたします。

※ 口座振込および特別徴収(年金天引)の方法により保険料を納付する場合は、納付書はありません。

保険料

平成24年度の保険料は、下記の計算方法により算出されます。

被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」を合計した額になります。

均等割額 44,200円	+	所得割額 基礎控除(33万円)後の総所得金額×8.1%	=	一人あたりの保険料 (限度額55万円)
-----------------	---	--------------------------------	---	------------------------

※ 所得割額は前年所得に基づき算出します。

保険料の軽減(これまでと同様に保険料の軽減措置が適用されます)

均等割額の軽減 世帯主と世帯の被保険者の所得割額に応じて、均等割額が軽減されます。

基礎控除(33万)を超えない世帯のうち、 世帯内の被保険者全員が、年金収入80万円以下で、その他各種所得がない世帯	9 割
世帯内の被保険者全員と世帯主の所得が基礎控除33万円を超えない世帯	8.5 割
基礎控除33万円+24.5万円×世帯の被保険者数 (被保険者である世帯主を除く)を超えない世帯	5 割
基礎控除33万円+35万円×世帯の被保険者数を超えない世帯	2 割

※ 上記の軽減措置を受けるには、税法上の申告義務がない人(障害年金、遺族年金等受給者、被扶養者および所得のない人)であっても、町役場税務課窓口で所得の申告をする必要があります。

所得割額の軽減 被保険者の所得に応じて、所得額が軽減されます。

基礎控除(33万円)後の総所得金額が58万円以下の人 (年金収入のみの場合は、その収入が211万円以下の人)	5 割
---	-----

被用者保険の被扶養者であった人に対する軽減措置

所得割額は課されず、均等割額が9割軽減されます。

※会社の健康保険や、共済保険などの被扶養者であった人(国民健康保険や国保組合は該当しません)

所得割額	均等割額軽減割合
負担なし	9 割

(注)すでに、後期高齢者医療制度に加入されている人についても、制度加入直前に被用者保険の被扶養者であった場合は、引き続き軽減措置が適用されます。

■問い合わせ先 町役場 ほけん課

福祉医療助成制度 受給資格証の更新

本町では、乳幼児、心身障がい者、ひとり親家庭の人に対する医療費の自己負担額の助成を行っています。対象者には6月末ごろに案内文書と受給資格証の更新に必要な書類を送付しましたので、必要事項を記入し、町役場ほけん課に提出してください。

申請後に所得等の確認を行い、新しい受給資格証を交付します。なお、乳幼児医療費助成制度の受給資格者については、申請時から義務教育(小学校)就学前までの期間の受給資格者証を交付しているので更新は不要です。

※ 本町に住所を有する健康保険の加入者で、それぞれの制度の要件を満たす人は、医療費の自己負担額の助成を受けることができますので、申請してください。

●医療費の助成方法

医療機関窓口(病院、薬局、柔道整復施術所)では、健康保険証と受給資格証を必ず提示し、3割(義務教育就学前児童は2割、70歳以上は1割)の自己負担額を一旦支払ってください。約3ヶ月後に一部負担金を差し引いた助成金を登録口座へ振り込みます。なお、保険適用外の費用、入院時の食事負担などは助成の対象にはなりません。

※ 県外で受診した場合は申請が必要ですので、町役場ほけん課へ領収書を持参してください。

※ 医療機関の窓口での支払いが困難な場合は、相談してください。



助成制度名	対象者	一部負担金
乳幼児医療	0歳児～義務教育就学前までの乳幼児	通院：1ヶ月につき500円 入院：1ヶ月につき1,000円 ※1 14日未満の入院の場合は1ヶ月につき500円 ※2 平成22年4月1日から総合病院についても同様の扱いとなりました。 ※3 身体障害者手帳3級の人については、医療費の自己負担額から定額一部負担を引いた残りの金額の半分が助成されます。
心身障害者医療	1歳以上75歳未満で1・2・3級の身体障害者手帳またはA1・A2判定の療育手帳を所持している人	
ひとり親家庭等医療	ひとり親家庭の親と18歳未満の児童およびこれに準じる人	
重度心身障害老人等医療	65歳以上の後期高齢者医療制度に加入している1・2・3級の身体障害者手帳、またはA1・A2判定の療育手帳を所持している人およびひとり親家庭等医療費助成制度に該当している人	

■問い合わせ先 町役場 ほけん課

平成24年度国民年金保険料免除申請の受付を開始します

経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合は、申請により保険料が免除される制度があります。(ただし、本人、配偶者、世帯主の所得制限があります。)申請を希望する人は、年金手帳と印鑑を持参してください。

なお、平成24年1月1日時点で本町に住民票のない人は、所得を確認できる「課税(非課税)証明書」なども必要となります。

また、平成23年3月31日以降で退職・退職した人は、「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険被保険者離職票」の写し、共済組合加入者であった人は、「退職辞令書」の写しが必要です。

△注意▽

① 継続免除申請を利用して全額免除・納付猶予の承認を受けている人は、申請をする必要はありません。

② 平成23年度分の免除申請を希望する人は、7月中に手続きにお越しください。

③ 保険料の免除を受けず保険料が未納のまま、万一、障がいや死亡などの不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族年金が受けられない場合があります。

■問い合わせ先

大和高田年金事務所

☎ 0745-22-3531

町役場 ほけん課

水をきれいにしましょう

家庭でできる対策

大淀町の水源である吉野川をきれいにするために、私たちが家庭でできることを実践し、身近なところから汚れの原因となるものを流さないように心がけましょう。

生活排水対策例

台所で

流し台

- ゴミはこまめに取り除きましょう。
- 排水口には水切り袋や使えなくなったストッキングなど細かい網をつけましょう。

食用油

- できるだけ使い切りましょう。
- あまった油は流しに流さず、新聞紙や布にしみこませるなどの方法でゴミとして出しましょう。

調理

- 料理はあまらないように作りましょう。
- 煮汁は工夫して使い切りましょう。
- 米のとぎ汁は庭や植木にまくようにしましょう。
- 調理くず・食べ残しは肥料にする方法もあります。

食器洗い

- 鍋・食器の汚れは古新聞やゴムべらなどでふき取ってから洗いましょう。
- 洗剤は適正に使用しましょう。

洗濯で

洗剤

- 計量スプーンなどで量って適量を使いましょう。
- 洗剤は自然にかえりやすいものを使いましょう。

洗い水

- お風呂の残り湯を使いましょう。汚れが良くおちます。

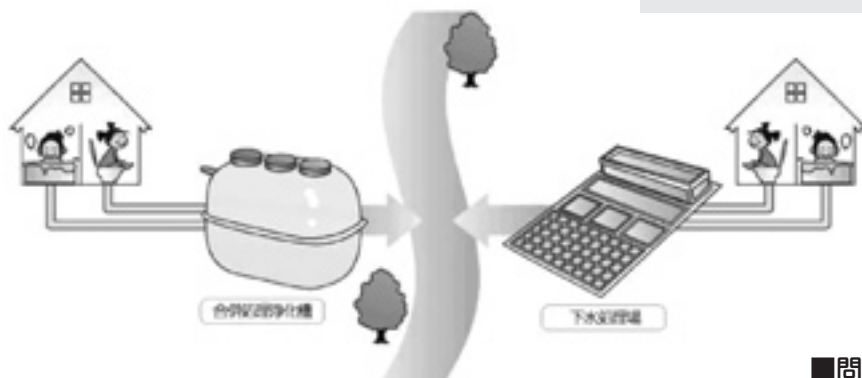
地域で

水路

- 身近な水路や河川を定期的に掃除しましょう。

普段、私たちが飲み水などに利用している水は吉野川から来たものです。その吉野川をきれいにするのでいつまでも安心して安全な水を利用することができます。

私たちの吉野川をきれいにするためには、下水道への接続や合併浄化槽の設置が効果的です。下水道や合併浄化槽を上手に活用して、きれいな吉野川をめざしましょう。



設置補助に関しては、次のページをご覧ください。



■問い合わせ先 町役場 環境整備課

吉野川マナーアップ

キャンペーンを開催

吉野川の清流を守るため、7月21日から8月31日までの間、「吉野川マナーアップキャンペーン」を展開します。生活用水や農業用水の水源である吉野川の水は、私たちにとって、かけがえのないものです。

この清流を守り、美しい吉野の自然を守るには、一人ひとりの心がけと行動です。

空缶、ビニール袋、バーベキューの残りくずなど、ごみで川が泣いています。

キャンプ、釣り、ハイキング…。楽しい思い出とともにごみは必ず持ち帰りましょう。

▲キャンペーン概要▼

■日時 7月21日(土)から

8月31日(金)まで

■場所 吉野川および支川の河川敷

■概要

吉野川は奈良の大事な資源です。美しい吉野川を守るため、遊んだあとのごみの持ち帰りなどのマナー向上を勧めます。

■問い合わせ先

奈良県環境政策課

☎0747-27-8730

<http://www.eco.pref.nara.jp/>

浄化槽設置補助のお知らせ

大淀町では、水洗化による快適で衛生的な生活と、周囲の水環境を保全することを目的とし「合併処理浄化槽」を新しく設置される人に、補助金を交付しています。快適で衛生的な生活環境の実現と公衆衛生向上のため、ぜひこの補助金制度をご活用ください。なお、既設単独浄化槽の撤去費用の一部についても補助金が交付されますので、併せてご活用ください。

補助対象地域

公共下水道事業の計画区域以外の区域	公共下水道事業の計画区域で認可を受けていない区域
持尾・矢走・岩壺・鉾立・大岩・田口・畑屋(の一部) 佐名伝(の一部)・薬水・今木・西増・中増	比曾・奥越部・芦原・桧垣本(の一部)・下淵(の一部)
公共下水道事業の認可区域内であっても、しばらく整備が見込まれない区域	
北六田・越部(の一部)・桧垣本(の一部)・下淵(の一部)	

※ 上記地域以外については、環境整備課まで問い合わせてください。

補助金額

人槽別に次の額となります。

人槽区分	限度額		専用住宅の人槽算定基準
	通常型	高度処理型 窒素またはリン除去型	
5人槽	332,000円	444,000円	建築物の延べ面積が130㎡以下のもの
7人槽	414,000円	486,000円	建築物の延べ面積が130㎡を超えるもの
10人槽	548,000円	576,000円	二世帯住宅 台所および風呂が2ヶ所以上のもの

単独浄化槽撤去	90,000円	合併処理浄化槽への転換に伴う既設単独浄化槽の撤去に限る
---------	---------	-----------------------------

水洗便所改造助成金制度
既設のくみ取り便所(し尿浄化槽による水洗便所を含む)を水洗便所に改造しようとする人に対して、改造に要する費用の一部を助成する制度です。 助成金額 100,000円

～浄化槽は微生物の働きによって水をきれいにします。その機能を維持するために、次のことが必要です～

法定検査を受けましょう!(7条検査・11条検査)

浄化槽の維持管理が適正に行われ、浄化槽の機能がきちんと確保されているかを確認するのが、「法定検査」です。「保守点検」「清掃」とは別に、定期検査を年に一回必ず受けなければなりません。(11条検査)その他には、使用開始後3ヶ月～8ヶ月以内に設置後等の水質検査を実施します。(7条検査)



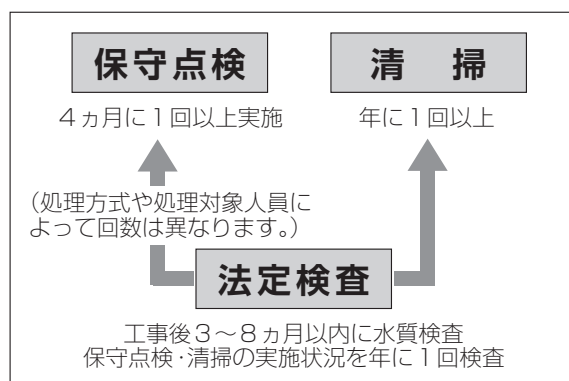
保守点検を受けましょう!

「保守点検」では浄化槽の機能を維持するために、機器類の調整や消毒薬の補充等を4ヶ月に1回以上実施します。(処理方式や処理対象人員によって回数は異なります。)
「保守点検」の委託は、「浄化槽管理士」のいる専門の「登録業者」に対して行います。



清掃を行いましょ!

浄化槽には、少しずつ水に溶けない固形物や汚泥が溜まってきます。これをそのままにしておくと、臭いや水質悪化の原因になります。「清掃」では、汚泥の引き抜き等を、年に1回以上行わなければなりません。清掃を委託する際は「町の許可業者」に対して行います。



■問い合わせ先 町役場 環境整備課

刈り草・剪定枝の搬入先の変更のお知らせ

一般廃棄物最終処分場（下瀬西町6丁目地内）について、整備と延命化を図るため、搬入物の見直しをおこなった結果、これまで当処分場で受入れてきた廃棄物の一部（刈り草・剪定枝）を南和広域美化センターへ搬入していただくように変更します。

住民のみなさんにはご理解とご協力をお願いします。詳しくは後記問い合わせ先までご連絡ください。

■南和広域美化センターでの処理に変更するものと受入の基準

○刈り草
できるだけ乾燥させてください。水分が多く含まれていると焼却が困難になります。また、乾燥させることにより重さや体積を軽減できますので、処理手数の節約となります。

○剪定枝
直径5センチ以下長さ50センチ以下にしてください、できるだけ乾燥させてください。これは、黄色の町指定ごみ袋（可燃物）に入れて、燃えるごみの

日に出してください。

また、南和広域美化センターへ直接搬入していただく場合は、搬入される前日までに電話でお申込みください。

■直接搬入時間
平日の午前8時30分から11時30分まで
※ 土・日・祝日を除く

なお、施設の稼働状況によっては、希望日での搬入ができない場合があります。また、多量になる場合は、複数日での搬入をお願いする場合があります。

さらに、刈り草や剪定枝であっても、土砂が多く付着した草や、腐敗した草、丸太、太い枝（上記受入基準以上のもの）等は、南和広域美化センターで処理できませんので、町役場環境整備課へご相談ください。

■問い合わせ先
町役場 環境整備課
南和広域美化センター（直接搬入の申し込み先）
☎0747-52-3253

節電にご協力ください

昨夏と昨冬の節電へのご協力、ありがとうございました。

今夏も電力供給不足が予想されており、一層の節電対策が求められています。夏場の家庭の消費電力の約8割を「エアコン」「冷蔵庫」「テレビ」「照明機器」が占めていると言われていています。節電により電化製品の使用を控えることで、二酸化炭素の排出抑制にもなります。地球環境保全のためにも住民のみなさんには、積極的な節電への取組をよろしく願います。

<節電にご協力していただく期間>

- 期間 9月7日(金)まで
※ 8月13日(月)から8月15日(水)までを除く
- 時間帯 平日の午前9時から午後8時まで
※ 特に午後1時から午後4時まで

<すぐのできる節電方法の例>

- ・エアコンの温度設定は、室内温度28℃を目安にする。
- ・冷蔵庫の開閉回数を減らす。
- ・テレビの明るさを下げる。
- ・不要な照明は消灯する。



ただし、エアコンの使い控えによる熱中症には十分注意し、無理のない程度にご協力ください。

詳しい節電の情報は、町、国または、関西電力㈱のホームページをご覧ください。

- 町 <http://www.town.oyodo.nara.jp/>
- 政府 <http://www.setsuden.go.jp>
- 関西電力 <http://www.kepcoco.jp/home/setsuden/>

介護保険 だより

介護保険の要介護度ってなに？

今回は、みなさんからよくお問い合わせいただく要介護度についてご案内します。

介護保険では、介護の手間を基準に介護保険サービスが提供されることとなっています。

その介護の手間を区分化したものが要支援1から要介護5となっています。

具体的な介護の手間の時間幅は、要支援で25分以上32分未満、要介護5で110分以上となっています。（詳細は紙面の都合により割愛させていただきます。）

このことから、元気そうに見えても外から見えない部分で介護の手間がかかり要介護度が高い認定に、逆に誰が見ても介護がないと生活できない方であっても介護の環境が整っている場合は、要介護度が低い認定になることがあります。

[例] 寝たきりで排便にオムツを使う方の手間は、オムツ交換にかかる時間となりますが、自分で排便ができる方であっても、認知能力の低下等からトイレ内での衣類の着脱や排便後の汚れ掃除が介護の手間と認定されることにより要介護度が高くなる場合があります。（あくまでも一例です。）

要介護度の決まり方については、次号でご案内します。

■問い合わせ先
町役場 ほけん課

木造住宅 耐震診断・耐震改修事業の募集

本町では大規模地震発生に備えた安全な地域づくりの第一歩として、建築されてから一定期間を過ぎた木造住宅の『耐震診断支援事業』、『耐震改修工事補助事業』を行っています。この他、耐震改修工事については一定の要件を満たしたものについては固定資産税の減額、所得税の控除を受けられます。この機会に『耐震診断』、『耐震改修』を行ってみませんか。



< 耐震診断支援事業 >

■対象住宅

町内の木造住宅のうち、昭和56年5月31日以前に着工されたので、延床面積が250平方メートル以下のもの

■費用

国、県、町が診断費用(45,000円)を負担します。個人負担はありません。

■募集戸数

3戸 ※ 先着順

■その他

申込時には、助成申請書の他、住民票、建物外観写真、建築時期・建物所有者のわかるもの(建築確認通知書・建物登記事項証明書・固定資産課税台帳記載事項証明書等)が必要です。詳しくは下記まで問い合わせください。

■申込締切

11月30日(金)

< 耐震改修事業 >

■対象住宅

町内の木造住宅のうち、昭和56年5月31日以前に着工されたもの

■補助対象工事

- ・改修工事前の構造評点が1.0未満であるとされたもので、改修後構造評点が1.0以上になる改修工事
- ・改修工事前の構造評点が0.7未満であるとされたもので、改修後構造評点が0.7以上になる改修工事
- ・改修工事の完成および関係書類の提出を平成24年2月28日までに完了できるもの

■補助金額

補助対象住宅の耐震改修工事に要した費用が50万円以上200万円以下の場合には20万円、200万円を超え300万円以下の場合には耐震改修工事に要した費用の1割、300万円を超えた場合は30万円を補助

■募集戸数

1戸 ※ 先着順

■その他

改修工事を行うまでに申し込み手続き(補助金交付申請)が必要です。

申込時には、交付申請書の他、耐震診断の結果の写し、耐震補強設計書等その他が必要ですので、詳しくは下記まで問い合わせください。

■申込締切

10月31日(水)

申請用紙等は町役場建設産業課で配布します。また、町ホームページからダウンロードできます。

■申込み・問い合わせ先 町役場 建設産業課

相 談

■人権相談

- 日時 午前9時～午後4時
(土、日、祝日を除く毎日)
- 場所 大淀町役場
- 問い合わせ 大淀町役場人権施策推進室

■教育相談(予約が必要です)

- 日時 月・水・金曜日
午前9時～午後5時
- 場所 大淀町適応指導教室
- 問い合わせ 大淀町適応指導教室
☎0746-34-5016

■心配ごとと合同相談

- 日時 毎月第2・第4水曜日
午後1時～午後3時
- 場所 大淀町役場
- 問い合わせ 大淀町社会福祉協議会
☎0747-52-1941

■無料法律相談(予約が必要です)

- 日時 7月17日(火)
午後1時～午後4時
- 場所 吉野町役場

- 問い合わせ 吉野町役場町民課
☎0746-32-3081
- 日時 8月16日(木)
午後1時～午後4時
- 場所 下市町役場
- 問い合わせ 下市町役場住民福祉課
☎0747-52-0001

- 日時 9月14日(金)
午後1時～午後4時
- 場所 大淀町役場
- 問い合わせ 大淀町役場人権住民課
☎0747-52-5501

■消費生活相談

- 日時 毎週火曜日
午後1時～午後4時
- 場所 吉野町役場
- 問い合わせ 吉野町役場町民課
☎0746-32-3081

■住宅増改築相談

- 日時 7月21日(土)
午前9時～午後4時
- 場所 大淀町中央公民館
- 問い合わせ 県建築協同組合中吉野支部
☎0747-52-9971

■無料交通事故相談

- 日時 毎月第2火曜日
午前10時～午後3時
- 場所 大淀町役場
- 問い合わせ 県交通安全対策課
☎0742-27-8731

■児童相談

- 日時 8月3日(金)
午前10時30分～午後4時
- 場所 吉野町中央公民館
- 問い合わせ 高田こども家庭相談センター
☎0745-22-6079

■法テラス

身近な法的トラブルについてお気軽に問い合わせてください。解決に役立つ法制度や最適な相談機関を紹介します。

- 問い合わせ 法テラス奈良 ☎050-3383-5450
法テラス南和法律事務所
(下淵やすらぎビル内)
☎050-3383-0025

Health Guide

けんこうガイド

町保健センター ☎ 0747-52-9403
 (健康増進課) FAX 0747-52-9404
 町ホームページからも申し込みができます。
<http://www.town.oyodo.nara.jp>

保健センター

健康相談の目

8月2日(木)です。

- [乳幼児] 午前9時～午前11時
 身体計測や、保健師・栄養士による健康や育児についての相談を行います。
- [成人] 午後2時～午後4時
 尿検査・血圧測定・保健師や栄養士による健康についての相談を行います。

子育て

母子健康手帳は町保健センターで交付しています

母子健康手帳・妊婦健康診査補助券は町保健センターで交付しています。印鑑を持ってきてください。

●子どもの健康診査

	実施日・受付時間	対象
4カ月児健康診査	7月12日(木)・午後0時45分～午後1時	H24. 2.13～H24. 3.13生まれ
	8月7日(火)・午後0時45分～午後1時	H24. 3.14～H24. 4.13生まれ
10カ月児健康診査	7月13日(金)・午後0時45分～午後1時	H23. 8.16～H23. 9.15生まれ
	8月8日(水)・午後0時45分～午後1時	H23. 9.16～H23.10.15生まれ
1歳6カ月児健康診査	7月25日(水)・午後1時15分～午後2時	H22.12. 1～H23. 1.31生まれ

- ※1 対象児には問診票を送付します。 ※2 料金は無料で、場所は町保健センターです。
 ※3 4カ月児健康診査では、BCG 予防接種を同時実施します。
 ※4 4ヵ月・10ヵ月児健康診査は、午後1時から午後1時30分まで離乳食講座、終了後健康診査を実施します。
健診を受ける人は、講座開始前の受付時間内に会場へ来てください。健診は受付順です。

●予防接種

- ※1 対象児には予診票を送付します。前の対象で受けていないお子さんには、通知していません。
 ※2 料金は無料で、場所は町保健センターです。
 ★転入された人は、以前に受けた予防接種の種類・回数等の連絡をお願いします。
 (連絡がない場合は、予防接種のご案内ができない場合があります。)

予防接種名	実施日	対象児	
		今月通知する子	前の対象で受けていない子
ポリオ	7月18日(水)	H23. 7. 1～H23.12.31生まれ	7歳6カ月未満の子
三種混合 (百日咳 ジフテリア 破傷風)	I 期初回 (3回接種)	7月11日(水) 8月17日(金) 9月12日(水)	H24. 1.14～H24. 2.12生まれ 7歳未満の子
	I 期追加	7月11日(水)	H22. 8.16～H22. 9.17生まれ ※「I 期初回」終了後6ヵ月以上経過していること ※「I 期初回」終了後6ヵ月以上経過していること
	2期	7月23日(月) 7月27日(金) 8月6日(月) 8月10日(金) 8月21日(火)	H12. 4. 2～H13. 4. 1 生まれ(小学6年生の児童)
麻しん風しん 混合	第1期	7月30日(月)	H23. 6.28～H23. 7.30生まれ 1歳から2歳未満の子
	第2期	7月17日(火) 7月30日(月)	H19. 1. 1～H19. 4. 1 生まれ 幼稚園・保育所等の年長児
	第3期	8月13日(月) 8月20日(月) 8月22日(水)	中学1年生に相当する年齢で大淀中学校で受けられなかった人 私学等通学者で中学1年生の年齢に相当する人
	第4期	8月24日(金) 8月27日(月)	H 6. 4. 2～H 7. 4. 1 生まれ(高校3年生の年齢に相当する人)

※3 受付時間は午後1時30分から午後2時までです。接種開始時間は午後1時30分からです。

予防接種名	実施日・受付時間	対象
日本脳炎(新ワクチン) 1 期初回 (1～4週間の間隔で2回接種) 1 期追加 (1 期初回終了後、概ね1年後に1回)	7月31日(火)・午後1時30分～午後2時	H15. 4. 2～H15.10. 1 生まれ(追加) H17. 4. 2～H18. 4. 1 生まれ(追加)
	8月3日(金)・午後1時30分～午後2時	H15.10. 2～H16. 4. 1 生まれ(追加) H16. 4. 2～H17. 4. 1 生まれ(追加)
	8月6日(月)・午前9時30分～午前10時	H12. 4. 2～H14. 4. 1 生まれ(追加)

予防接種名	実施日・受付時間	対 象
日本脳炎(新ワクチン) 1期初回 (1～4週間の間隔で2回接種) 1期追加 (1期初回終了後、概ね1年後に1回)	8月10日(金)・午前9時30分～午前10時 8月13日(月)・午前9時30分～午前10時 8月17日(金)・午前9時30分～午前10時 8月20日(月)・午前9時30分～午前10時 8月21日(火)・午前9時30分～午前10時 8月22日(水)・午前9時30分～午前10時 8月24日(金)・午前9時30分～午前10時 8月27日(月)・午前9時30分～午前10時 8月29日(水)・午前9時30分～午前10時	昨年度対象者で第1期を規定の回数を受けていないお子さん ※ 個人通知はしていませんので、日程等をご確認のうえお越しください。

成人

●検 診

検診・内容	実施日・受付時間	対 象	料 金	定員
子宮がん検診(頸部) (問診・視診・内診・子宮頸部細胞診)	7月24日(火) 午後1時30分～ 午後3時30分	満20歳以上の町民(女性) ※ 平成23年度に受診した人は対象になりません。	【満20～64歳】 1,000円 【満65歳以上】 500円	100人 ※ 要予約 ※ 先着順

※1 場所は町保健センターです。 ※2 町保健センターへ電話等で申し込んでください。

子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌 予防ワクチン接種に係る助成について

子宮頸がん・ヒブ(インフルエンザ菌b型)・小児用肺炎球菌の3種のワクチン(任意)各接種について**費用の助成を行っています**。これらのワクチン接種を希望される人は、実施医療機関へお問い合わせのうえ、予約後、町保健センターへ**印かんを持参**でお越しください。

■助成対象期間

平成25年3月31日までに接種を受けたもの

ワクチンの種類	対象者	接種回数・受け方
子宮頸がん	中学1年生～ 高校1年生	初 回 ↓ 2回目(1カ月または2カ月後) ↓ 3回目(初回から6カ月後)
ヒブ 肺炎球菌	生後2カ月～ 5歳未満	年齢により、回数および間隔が異なります。

～平成23年度事業が延長され、平成24年度も引き続き助成制度を受けることができます～

- ヒブ/肺炎球菌ワクチン接種希望者で、接種回数分の予診票をお持ちでない人は、**印かん持参**で町保健センターまでお越しください。
※ 平成25年3月31日までに接種を受ける場合に限りです。
- 高校2年生(平成7年4月2日～平成8年4月1日生の女子)の人は、平成24年3月31日までに1回以上接種を受けた場合に限り、残りの回数分も助成できます。



日本脳炎予防接種について

平成17年の日本脳炎ワクチン接種の差し控えにより、日本脳炎ワクチンを受けられていない平成7年6月1日から平成19年4月1日生の人は、20歳未満まで新ワクチン(細胞培養日本脳炎ワクチン)で不足回数分の接種が可能になりました。

■接種回数・受け方

- 第1期(初回2回・追加1回)追加接種
初回接種2回目から約1年の間隔をあける
- 第2期(9歳以上 1回)
母子手帳等で不足回数をご確認ください。

個別通知はしませんので、接種を希望される場合は町保健センターにお問い合わせください。

ポリオ予防接種について

平成24年秋(9月ごろ)から不活化ポリオワクチンの導入が予定されています。詳細については、現在(6月末)では、未定です。わかり次第、広報・ホームページ等でお知らせします。

また、このことに伴って、9月以降のポリオおよび三種混合ワクチンの日程等が変更となる場合があります。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

おやこの食育教室

食事は健康な身体をつくるために欠かせないものです。調理実習などを通して、親子で楽しく「食」について考えてみませんか？

■日 時 8月1日(水) 午前9時30分～午後2時

■対 象 小学生とその保護者

※ 小学生のみの参加もできます。

■定 員 15組 ■場 所 町保健センター

■持ち物 エプロン・三角巾

■主 催 町食生活改善推進員協議会

■申込方法 町保健センターへ電話で申し込んでください。定員になれば締め切ります。



今年も暑い夏になりました。熱中症の発生は、毎年7～8月がピークになります。熱中症を知って、予防しましょう。

*****熱中症(熱射病・日射病)とは*****

気温や湿度が高いために、体内に熱がたまったり脱水状態になったりして、重くなると生命にも関わる健康障害です。

*****予防するには…*****

① 水分をこまめにしっかり摂りましょう

のどが渇いたと感じる前に、水分補給をしましょう。

② 塩分を少し摂りましょう

汗で失われる塩分を普段よりちょっとだけ多めに補給しましょう。

※ ただし、病気等のため水分・塩分を制限されている人はご注意ください。

③ 無理な「節電」をしないでクーラーや扇風機をうまく使きましょう

部屋の温度・湿度を適切に保つことは、熱中症予防に重要です。無理な節電をせず、健康を害することが無いようにしましょう。

④ 外出時は直射日光をできるだけ避けましょう

外出時は帽子や日傘で日差しをさけましょう。

⑤ 特に…

- ・熱中症は、室内でも起こります。油断は禁物です。
- ・熱中症患者のおよそ半分は高齢者です。特に予防を。
- ・乳幼児などは周りの人が気をつけてあげましょう。

◎汗をかく前に水分補給を



◎直射日光や高温に長時間いない



◎暑い環境に乳幼児を放置しない



*****熱中症かも!と思ったら…*****

このような症状に注意!!



発熱 口の渇き 大量の汗 尿量の減少 筋肉痛 こむらがえり
脈が速い 顔が蒼い めまい 吐き気 倦怠感 意識低下 など

対処方法

- ① 涼しい場所へ移動させる
- ② 衣服を脱がせ、身体を冷やす
- ③ 水分・塩分を補給する

← 水を飲めない、意識が無い場合は直ちに救急車を要請しましょう!



おおよど卒煙塾が始まります

たばこをやめたいけど、やめられない…。こんな悩みをお持ちの人、おおよど卒煙塾に参加してみませんか。やめようという意思があれば、楽にやめられる方法があります。ひとりでがんばらず、みなさんと禁煙に取り組んでみませんか。



■日時・内容・場所

日時	内容	場所
1回目 9月1日(土) 午後2時～午後4時30分	・講演「禁煙について」 みぞかみ内科 溝上先生 ・呼気中一酸化炭素濃度測定 など	町保健センター
2回目 9月8日(土) 午後2時～午後4時30分	・講演「歯周疾患とタバコの関連について」 歯周疾患検診 尾上歯科医院 尾上先生 ・「体重のコントロールについて」・「禁煙体験談」 など	
3回目 平成25年3月9日(土) 午後2時～午後4時	・卒煙式 ・呼気中一酸化炭素濃度測定、記念撮影 など	

■対象 大淀町に在住・在勤し、たばこをやめたいと考えている20歳以上の人
※ 3回1コースですので、できる限り3回参加してください。

■申込方法 町保健センターへ申し込んでください。第1・2回目の講演は、家族の人等も参加できます。

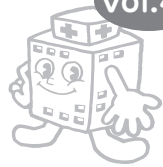
■定員 講演:30名 卒煙塾:20名 ※ 定員になり次第、締め切ります。

■その他
・卒煙塾は参加無料
・禁煙外来を利用される場合は、各自費用の負担が必要です。
※ 条件を満たせば、保険が適用されます。

町立大淀病院 『いびき』の便利

『いびき』の便利

vol.40



『いびき』は、眠っている時に生じる異常な呼吸音です。上気道(とくにノドや鼻の空間)が何らかの原因で狭くなり、空気の流れに合わせて異常な音を発するものです。成人にも小児にも生じます。原因は肥満など全身的なものや鼻炎や扁桃肥大などの局所的なものがあります。

『いびき』は、眠っている時に吸(が)が生じていることがあります。これらは睡眠呼吸障害いわゆる睡眠時無呼吸症候群を生じている可能性が高くなります。睡眠時無呼吸症候群が生じている場合、熟睡感の欠如や昼間の眠気、注意力の低下、小児に関しては学習や発育に影響するとも言われています。

診察時によく『いびき』を聞いています。大丈夫ですか?と質問を受けます。『いびき』をかくだけであれば、とくに問題はありません。お酒を飲んだ後や疲れが溜まっているとき、風邪を引いて鼻詰まりがひどいときは普段『いびき』をかかない人でも軽い『いびき』をかくことがあります。一方で、極端に大きな『いびき』や数秒間息が止まっているような『いびき』は病的と考えられます。小児の場合は無呼吸とともに胸が凹む呼吸(陥凹呼

『いびき』が極端に大きいき、あるいは大きな『いびき』に伴って息が止まっているようなときは、お近くの耳鼻咽喉科もしくは呼吸器内科の受診をおすすめします。



町立大淀病院

耳鼻咽喉科医長

小林 武彦

お知らせ

町立大淀病院の 休日夜間の救急体制について

町立大淀病院の休日夜間の救急体制は現在2科(内科系・外科系)体制で行っていますが、8月1日(水)から1科(内科系・外科系のどちらか1科)体制となります。

住民のみなさんにはご不便をおかけしますが、ご理解をお願いいたします。

■問い合わせ先

町立大淀病院 ☎0747-52-8801



いきいき健康セミナー

第16回セミナー

認知症について

～あなたも気になりませんか?～

講師:外来看護師長 辻井 里美先生

- 日時 7月27日(金)
午後2時から1時間程度
- 場所 町立大淀病院
2病棟3階 会議室
- 定員 30人
- 料金 無料
- 申し込み 事前の申込みもできます。
- 問い合わせ先 町立大淀病院 経営企画課
☎0747-52-8801



今後の予定

一般の人、患者様、付き添いの人のための講座です。
何回目からでも参加していただけます。お気軽にお越しください。

- 第17回(8月) 糖尿病シリーズ⑥(運動)
- 第18回(9月) 禁煙について
～きれいな肺とこんにちは～
- 第19回(10月) 糖尿病シリーズ⑦(食事)
- 第20回(11月) 「火傷」について
- 第21回(12月) 糖尿病シリーズ⑧(検査)
- 第22回(1月) 知って得する介護保険制度と医療制度
～介護保険サービスと障害手帳サービス、医療減額制度について～
- 第23回(2月) 糖尿病シリーズ⑨(薬)
- 第24回(3月) 未定

子育てサークルちびっくらんど

子育てを支援する町の事業で、延明保育園に委託して事業を実施しています。

- クラス ひよこクラス(3ヵ月～1歳3ヵ月)
月2回(1回はプレママクラスと合同)
パンダクラス(1歳児) 月曜日
ウサギクラス(2歳児以上) 水曜日
プレマまっこ(マタニティー) 月1回

■時間 午前10時～午前11時(9時30分から開放)

■場所 町地域子育て支援センター

■持ち物 水筒・お手ふき・参加費(大人1人につき100円)

※1 各クラスはすべて申込制です。

※2 月～金曜日は「あそびの森」の開放日です。自由に利用してください。申し込みは必要ありません。

時間は午前10時から午後2時までです。

■育児相談 育児相談は随時受付をしています。

希望者は、延明保育園に直接申し込んでください。

■問い合わせ先 延明保育園 ☎0747-52-0388

クラス	開催日	内容
ひよこ	7月17日(火)	プレマまっこ合同 ワイワイたいむ「子どもの病気」
パンダ	7月9日(月)	ワイワイたいむ「子どもの病気」・手作りおやつ「みかんゼリー」(持ち物:スプーンセット・おしぼり・飲み物)
	7月18日(水)	ウサギクラス合同 うんどうあそび
	7月23日(月)	水遊び(持ち物:水遊び用のオムツ・着替え・タオル) ※雨天時はお買い物ごっこ
	7月30日(月)	ウサギクラス合同 サーキットあそび
ウサギ	7月11日(水)	水遊び(持ち物:水遊び用のオムツ・着替え・タオル) ※雨天時はお買い物ごっこ
	7月18日(水)	パンダクラス合同 うんどうあそび
	7月25日(水)	ワイワイたいむ「子どもの病気」・手作りおやつ「みかんゼリー」(持ち物:スプーンセット・おしぼり・飲み物)
	7月30日(月)	パンダクラス合同 サーキットあそび

「お家でのお子さまとの関わり方」「オムツ替え」「授乳」など、家庭への子育てについて相談がある場合は、自宅に訪問します。気軽に利用してください。

サテライト保育

- ◇日時 7月10日(火) 午前10時～午前11時
- ◇場所 北野東公民館
- ◇参加費 100円(チケット1枚)
- ◇対象 中増・西増・増口・比叡・上比叡・北野・北六田・新野・馬佐にお住まいの人

ベビーマッサージ

- ◇日時 7月10日(火) 午前10時～
※ 助産師が指導します。
- ◇場所 子育て支援センター
- ◇参加費 初回300円、次回から200円が必要です。
- ◇持ち物 パスタオル・タオル・防水シーツ・オムツなどその他必要な物
- ※ 着脱しやすい服装でお越しください。

青空ひろば・おべんと Day

- ◇日時 7月24日(火)
青空ひろば 午前10時～午前10時30分
おべんと Day 午前10時30分～正午
- ◇内容 外でたくさん遊んで、みんなでお弁当を食べましょう!

お誕生会

- ◇日時 7月31日(火) 午前10時～
- ◇内容 7月生まれのお子さんをクラスのお友達みんなでお祝いします。素敵なプレゼントもありますので、7月生まれのお子さんはぜひ参加してください。
※ 3クラス合同で行います。

ファミリー夏祭り

あてものやジュースなど、楽しい手作り屋台がいっぱい!

- ◇日時 8月4日(土) 午前10時～正午
- ◇対象 未就園児・サークルOBとその家族
- ◇場所 あそびの森
※ 雨天時は子育て支援センター

◇申込方法

申込用紙に必要事項を記入し、直接お持ちいただくか、FAXでお送りください。
申込用紙は延明保育園のホームページ(<http://www.ans.co.jp/n/enmei/>)から印刷できます。
詳しくは、子育て支援センターまたは延明保育園までお問い合わせください。

昨年(平成23年度)ウサギクラスに参加していたお友達も参加していただけます! ご参加お待ちしております。

大淀町ふるさと応援寄附金について

5月中旬に次の方から寄附をいただきました。

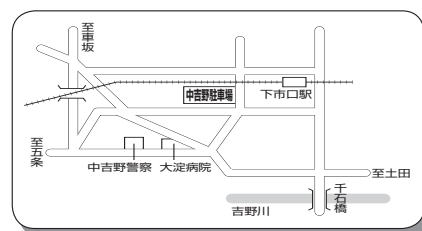
匿名 50,000円

みなさまの熱い想いを実現できるように、大切に活用させていただきます。

今後も変わらぬ応援をお願いいたします。



通勤・通学などに 中吉野駐車場をご利用ください



駐車料金
1回 300円
利用時間
24時間

●問い合わせ先 町役場 総務課

子どもたちをみんなで守ろう!

子どもたちは夏休みで、学校生活からはなれ、のびのびと行動しようとしています。家族の一員として、町の子どもとして、学校生活では得られない多くのことが体験できるよい時期です。健康で明るい、有意義な夏休みがおくれるようご協力をお願いします。

水泳について

- ☆小・中学生だけの吉野川の遊泳は、全面禁止になっています。
- ☆池での遊泳は絶対にやめさせましょう。

外出について

- ☆保護者は子どもの行き先と帰宅時間を確かめましょう。
- ☆お金のむだづかいをさせないようにしましょう。
- ☆よくない所に立入らせないようにしましょう。
- ☆防犯ブザーを持たせましょう。



危険防止について

- ☆タバコやシンナーを吸わせないようにしましょう。
- ☆エアガン等の有害ながん具は、絶対に持たせないようにしましょう。
- ☆花火をする時は、場所や時間そのほか取扱い方にも注意をさせましょう。
- ☆狭い道路での駐車はやめ、空き地はできるだけ子どものために開放しましょう。
- ☆自転車の二人乗りや単車の運転は、絶対にさせないようにしましょう。
- ☆自転車に乗る時は、ヘルメットは必ず着用させましょう。

地域ぐるみで子どもを守ろう

- ☆ひとりで遊んでいる子どもがいたら、声をかけ、地域ぐるみで子どもを守りましょう。
- ☆危険な遊びや不良化につながる行動を見かけたときは注意しましょう。
- ☆子どもの心に悪い影響を及ぼす有害な図書を追放しましょう。
- ☆大人から交通ルールや公衆道徳を守り、子どもたちの手本になりましょう。

子どもたちをすこやかに育てよう

- ☆家族の一員として仕事を分担させ、責任感を育てましょう。
- ☆地域の子どもの会や、スポーツ団体の行事に進んで参加させましょう。
- ☆地域の文化活動に積極的に参加させ、豊かな心を育てましょう。

地域ぐるみで子どもを守ろう

■不審な人をみかけたら すぐ警察へ通報を

学校や子どもの様子をうかがったり、自動車から子どもに話しかけたり、不自然に子どもを連れてくるなど、あやしい人を見かけたときには、躊躇せず「ひと声」かけて確かめるか、すぐに110番に電話しましょう。

■ひと声運動の展開を

登下校時や公園、空き地、人通りの少ない路地などで子どもを見かけたら、「ひと声」かけて注意をうながし、また、暗くなるまで遊んでいる子どもを見かけたときも、早く帰るよう「ひと声」かけましょう。

■危険情報には

防犯パトロールや監視の目を

不審者や不審車両、また、子どもが恐怖を感じた事象などの情報があったときには、警察への通報はもちろんのこと、地域の人が協力してパトロールや監視の目を強化しましょう。

中吉野警察署・大淀町教育委員会・

大淀町安全対策推進協議会

大淀町保・幼・小・中学校生活指導協議会

町健康づくりセンター

(ミズノウエルネス大淀)

問い合わせ ☎ 0746-34-5501
FAX 0746-34-5502

こども水泳夏季短期教室

- ◇日程 ①第1クール/7月25日(水)~7月27日(金)
②第2クール/8月1日(水)~8月3日(金)
③第3クール/8月8日(水)~8月10日(金)
④第4クール/8月22日(水)~8月24日(金)
- ◇時間 午後1時~午後2時(全クール)
- ◇対象 満4歳~中学3年生
- ◇定員 各クール30人
※ 先着順で定員になり次第、キャンセル待ちとなります。
- ◇受付 募集中 ◇料金 3,000円/1クール
- ◇持ち物 水着・キャップ・ゴーグル・タオル

家族でふれあい水泳教室

こどもへの水中での補助の仕方や遊び方を楽しく丁寧に指導します。

水中という特別な環境での親子のコミュニケーション。ぜひご利用ください。

- ◇日時 ①7月21日(土)午後2時~午後3時
②7月22日(日)午後2時~午後3時

◇対象

お子さん…満3歳~小学1年生まで
※ オムツのとれているお子さんに限る

保護者…18歳以上の人1~2名

- ※ お子さんのみの参加はできません。
 - ※ お子さん1人につき保護者1人が必要です。
- (例)「保護者1人にお子さん2人」は不可

- ◇料金 お子さん…1人500円
保護者…1人1,000円

◇受付

募集中 ※ 定員になり次第受付終了

◇定員

各日10組

図書館 インフォメーション

今年の夏も電力不足が深刻化していますね。この危機を乗り越えるために、「節電」「省エネ」の意識を持って、日々の暮らしの中で無理のないように実践してみましょう。

図書館では、夏を涼しく暮らす方法を紹介したコーナーも用意しています。

開館情報

7月のカレンダー

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

■ 文化会館・図書館ともに休みの日
△ 図書館が利用できない日



ごはんを作った時に出る生ごみや、洗い終わってぬれた洗濯もの、古い布やボタンは、そのあとどうすれば、地球のためになる？地球にやさしい1日を過ごすための10のことを考えてみよう。めくると楽しいしかけ絵本です。

「わたしのやさしいいちにち」

作／メラニー・ウォルシュ 訳／山本和子
チャイルド本社



家の中のどんなところにエネルギーが使われているのかな？学校やお店では、どんな省エネをしているのかな？むだを省き、なるべく少ないエネルギーで快適さや便利さを生み出したり、物をつくったりする省エネについて、イラストでわかりやすく説明。自分でできる省エネも紹介します。

「省エネの大研究」

著／山川文子 PHP 研究所



「その油、捨てるの待った！」「みどりのカーテンをつくってみよう」「これからはシェアリングがクール」「うちの電球をかえよう！」など、最新の日本の情報をベースにして、子どもたちが今すぐできる50のエコアクションを紹介。

「新 子どもたちが地球を救う50の方法」

著／地球を救う50の方法制作委員会 ブロンズ新社



西暦2050年、日本は物質面の行きづまりから、省エネルギー、完全リサイクルの江戸時代へと回帰していました。1日3時間半働けば暮らせる晴耕雨読の生活。必要なモノは簡単につくれる自給自足社会。自然と共存共栄していた江戸の精神と豊かさ、楽しさをわかりやすく伝え、現代文明に警鐘を鳴らす衝撃の近未来 SF 小説です。

「2050年は江戸時代」

著／石川英輔 PHP 研究所

図書館からのお知らせ

課題図書を出しています

青少年読書感想文全国コンクールの対象となる課題図書を出しています。小学校・中学校・高等学校の夏休みの宿題教材として利用してください。なお、貸し出しは通常2週間ですが、夏休み中により多くの人に本を借りていただけるように、課題図書の1週間貸し出しにご協力をお願いします。

課題図書は、次のページに掲載しています。

■問い合わせ先 町立図書館 ☎0747-54-2120

おはなし会のご案内

7月のおはなし会

- 7月7日(土) 午後2時30分～
こどものためのおはなし会
- 7月15日(日) 午後3時～
こどものためのおはなし会
- 7月22日(日) 午後2時～
大人のための朗読会 響



課題図書を紹介します

夏休みの宿題教材として
利用してください。



小学校低学年の部

- 「パンケーキを食べるサイなんていない？」
文／アンナ・ケンプ 絵／サラ・オギルヴィー
訳／角野栄子 BL 出版
- 「へいわってどんなこと？」
作／浜田桂子 童心社
- 「ぼくがきょうりゅうだったとき」
作・絵／まつおかたつひで ポプラ社
- 「またおいで」
作／もりやまみやこ 絵／いしいつとむ あかね書房

小学校中学年の部

- 「カモのきょうだいクリとゴマ」
作・絵／なかがわちひろ アリス館
- 「ここがわたしのおうちです」
文／アイリーン・スピネリ 絵／マット・フェラン
訳／渋谷弘子 さ・え・ら書房
- 「ココロ屋」
作／梨屋アリエ 絵／菅野由貴子 文研出版
- 「チョコレートと青い空」
作／堀米薫 絵／小泉るみ子 そうえん社

小学校高学年の部

- 「心の森」
作／小手鞠るい 金の星社
- 「走れ！マスワラ」
作／グザヴィエ＝ローラン・プティ
訳／浜辺貴絵 PHP 研究所
- 「ピアノはともだち」
著／こうやまのりお 講談社
- 「わたしのひかり」
作／モリー・バング 訳／さくまゆみこ 評論社

中学校の部

- 「怪物はささやく」
著／パトリック・ネス 原案／シヴォーン・ダウド
訳／池田真紀子 あすなろ書房
- 「地をほう風のように」
作／高橋秀雄 画／森英二郎 福音館書店
- 「地球の声に耳をすませて」
著／大木聖子 くもん出版

高等学校の部

- 「オン・ザ・ライン」
著／朽木祥 小学館
- 「ダーウィンと出会った夏」
作／ジャクリーン・ケリー
訳／斎藤倫子 ほるぷ出版
- 「パスタでたどるイタリア史」
著／池上俊一 岩波ジュニア新書



花岡童話を愛でる 第四話 アマリリスのような女の子



文・花岡大学
絵・前田晃宏

山の中のある村に、ひとりの女の子がいました。

朝つゆにぬれて、たった今、花びらをおし開いたばかりの、アマリリスの花を、見たことがありませんか。清らかな、うすべに色の、ちょうど、そんな感じのする、子でした。

心がやさしくて、いつも、ほほ笑みを、うかべていました。人のいったり、したりすることを、悪くとしたことがありませんでしたから、腹がたたなかつたのです。「素直で、明るい、いい子だ。」と、みんな、ほめました。

きれいな、月夜の晩でした。山あいの村は、月の光をいっぱいに受けて、静かにふけていききました。

その村へ、とつぜん、山賊どもが、馬で乗りこんできて、その女の子の家の戸を、どんどんとたたいて、「開ける、開ける、早く開ける。」と、どなりつけました。女の子は、表戸を静かに開けました。

頭目は、ひげまみれの、見るからにこわい顔をした男でしたが、

おどかすように顔をゆがめて、「おい、こら、娘、のどがかわいてがまんができません。水を飲ませろ。」と、どなりちらしました。

どなられて女の子はこわがるどころか、そのいい方がおかしうにこにこ笑いながら、水つぼのそばへいききました。

頭目は、女の子のあとから大声でおどしつけましたが、べつにおこっているらしいようすはなく、自分のただっ子みたいないい方が、自分でもてれくさかつたからに、ちがいません。

女の子は湯のみに水をくんで、すぐもどってききましたが、なかなかわたそうとはしませんでした。

「のどがからからだといっているのに、なにをぐずぐずしているのだ。」



（女の子は何で直ぐに水を渡さなかったのかな？ 続きは町立図書館で）

金婚式を迎える ご夫婦に

今年、金婚式(結婚50周年)を迎えるご夫婦に対して高齢者福祉月間(9月)に記念品を贈呈します。該当するご夫婦は、町役場福祉課に申請してください。

申請をされるご夫婦で本町に本籍を有しない人は、婚姻日が確認できるもの(戸籍謄本)を持参してください。

■対象

本年7月1日現在で本町に住所を有し、昭和37年中に結婚したご夫婦

■申込期限

8月6日(月)まで

■申込み・問い合わせ先

町役場 福祉課



自然体験ツアー 参加者募集

『夏休み親子わくわく自然体験ツアー』親子で「木工クラフト」と「思い出」を作りますか!』の参加者を募集します。

■日時

8月19日(日)
午前10時現地集合
午後3時解散予定

■場所

和歌山県植物公園緑花センター(和歌山県岩出市東坂本672)

■内容

夏休み木工クラフト体験(午前)・園内ミニツアー(午後)
※雨天の場合も催行しますので、傘などの雨具をご持参ください。

■参加料

無料

■対象・定員

小学校4年生～6年生とその保護者25組

■申込方法

電話・FAX・メール

※氏名・住所・電話番号・年齢を記入

■申込締切

7月20日(金)

■主催

吉野川・紀の川流域協議会

■申込み・問い合わせ先

町役場 企画政策課
FAX 0747-52-4310
e-mail kikakuseisaku@town.oyodo.lg.jp

認知症サポーター養成講座 受講生募集

認知症を正しく理解することにより、認知症になっても誰もが安心して暮らせるまちづくりをめざすため、認知症サポーター養成講座を開催します。

■日時

7月26日(木) 午後1時30分から午後3時まで

■場所

町役場 3階301会議室

■対象

町内在住者(在勤在学可)

■費用

無料

■定員

50名

■申込締切

7月24日(火)必着

■申込方法

電話・ハガキ・FAX・メール
※氏名・住所・連絡先・年齢を記入

■申込み・問い合わせ先

町役場 ほけん課
〒638-8501
大淀町松垣本2090
FAX 0747-52-4310
e-mail hoken@town.oyodo.lg.jp

家族介護者教室を開催

自宅で介護をされている人が、より安心して介護ができるように、介護の知識と技術を学び、介護に対するの精神的・肉体的な軽減をはかることを目的に開催します。

■内容

笑顔の花を咲かせましょう
～ねむりと笑いで気分爽快～

■日時

7月27日(金) 午後1時30分から午後3時まで

■場所

町桜ヶ丘総合センター 2階集会室

■対象

町内在住で、要支援・要介護状態にある人を自宅で介護されている人
・一人暮らし虚弱高齢者の介護に携わっている近隣の介護者
・介護に対して興味のある人

■定員

30名

■申込締切

7月24日(火)

■申込み・問い合わせ先

町地域包括支援センター
あんしんサポート
☎0747-52-7760

よしのCM大賞 作品募集

元気な吉野のCMーシャルを作ってみませんか。
11月3日(土)には、上映会・審査会を行います。

■募集期間

7月31日(火)まで

■対象

地域のみなさん

■申込方法

ホームページ(<http://web1.nc.jp/yoshino/>)で募集要項をご確認の上、参加申込書・応募用紙をダウンロードしてください。

■問い合わせ先

社団法人 吉野青年会議所
☎0746-32-5968

放送大学 10月生募集のお知らせ

放送大学では、平成24年度第2学期(10月入学)の学生を募集しています。

放送大学はテレビやラジオの放送やインターネットを通して学ぶ通信制の大学で、心理学・福祉・歴史・文学・自然科学など幅広い分野のことを学ぶことができます。

▶▶ Information ▶▶▶

電話番号案内

町 役 場	0747-52-5501 0747-52-5502
大 淀 病 院	0747-52-8801
水 道 部	0747-52-0137
大 淀 消 防 署	0747-52-1199
教 育 委 員 会	0747-52-1522
町 中 央 公 民 館	0747-52-1524
保 健 セ ン タ ー	0747-52-9403
児 童 セ ン タ ー	0747-52-8319
桜ヶ丘総合センター	0747-52-5402
旭ヶ丘総合センター	0746-32-5189
杉本記念文化センター	0746-32-2489
平 畑 体 育 館	0747-52-6234
南和広域美化センター	0747-52-3253
文 化 会 館	0747-54-2110
図 書 館	0747-54-2120
町 社 会 福 祉 協 議 会	0747-52-1941
町 包 括 支 援 セ ン タ ー	0747-52-7760
中 吉 野 警 察 署	0747-53-0110
吉野路大淀iセンター	0747-54-5361
健康づくりセンター	0746-34-5501
シルバー人材センター	0747-54-5522
ふれあい活動センター	0747-54-5533
パークゴルフ場	0745-67-0543

消防本部では、9月9日の「救急の日」にちなんで、住民のみなさんが自由に参加していた

救命講習会 参加者募集

■ 申込期間 8月31日(金)まで
■ 申込み・問い合わせ先
放送大学奈良学習センター
☎ 0742-20-7870

「家庭で学びたい、働きながら学びたい、学びを楽しみたいなど、さまざまな目的で幅広い世代の人が学んでいます。詳しくは、放送大学奈良学習センターにお問い合わせください。」

■ 対象年齢 18歳以上

■ 場 所
中吉野広域消防組合消防本部
3階講堂
(大淀町土田187)

■ 日 時
9月9日(日)
午前9時から正午まで

「ただの「救命講習会」を開催しただけで、心肺蘇生法「胸骨圧迫と人工呼吸」とAED「電気ショック」の使用方法を習得できます。大切な命を救うため、ぜひこの機会に講習会にご参加ください。」



■ 申込み・問い合わせ先
中吉野広域消防組合消防本部
☎ 0747-52-1199

消防本部救急係へ電話で申し込んでください。

※ 定員に達し次第、募集を締め切ります。

■ 申込締切 8月31日(金)

■ 受講費用 無料
■ 定 員 30名

大 淀 町 花 火 大 会

■開催日時

7月21日(土) 午後7時50分～

■開催場所

町商店街・千石橋上流河川敷

ボランティア募集

～花火大会をあなたの手で!～

花火大会を盛大に行うためにボランティアスタッフを募集しています。

■内 容

会場周辺の清掃・運営スタッフ補助
※ 時間帯等、詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ先

町花火大会実行委員会(町商工会内)

☎ 0747-52-9555

大淀夢はなびクラブ 桶田

☎ 090-1157-9347



MY TOWN OYODO

大淀町民憲章 (平成3年11月1日制定)

わたくしたちは、吉野の、川と緑の恵みを守り、豊かな文化と活力ある南和の中核都市をめざし、この憲章を制定します。

- 1. わたくしたちは、緑と水と心のきれいな町をつくります。
- 1. わたくしたちは、互いに人権を尊び、共に生きるあたたかい町をつくります。
- 1. わたくしたちは、すぐれた郷土を愛し、文化と教養の香りたかい町をつくります。
- 1. わたくしたちは、スポーツに親しみ、健康で仕事に励む活気ある町をつくります。
- 1. わたくしたちは、老人を敬い、子どもの夢を育て、生きがいのある町をつくります。



のうごき

平成24年5月31日現在

- 人口 19,538人 (+ 3)
 - 男 9,369人 (+ 6)
 - 女 10,169人 (- 3)
 - 世帯数 7,584 (+ 8)
- () 内は前月との比較

ほっぴい あまいる




あきやま とくろう
秋山 徳郎くん
(平成19年5月16日生まれ)

いくろう
秋山 育郎くん
(平成21年7月29日生まれ)

両親からのコメント

よく学び、よく遊べ。

(薬水)

 このコーナーの「すまいる」の写真をお待ちしています。申し込みは、町役場総務課まで。



広 告



広 告



広 告

広告は、町の新たな財源の創出を図るために掲載しています。みなさまのご理解とご協力をお願いします。



この広報紙は、再生紙を使用しています。